

幕末維新期御用金調達に関わる伊勢商人小津清左衛門家の一齣

末 田 智 樹*

一 はじめに

拙稿では石水博物館所蔵の「川喜田家文書」を使用し、会計基立金徴収における伊勢商人の応募額について分析を試みた。⁽¹⁾これは、明治新政府（以下、新政府）が、その樹立を目指すために財政基盤構築の経済政策として京都・大坂・東京の豪商に対し打ち出した御用金調達に向けた方策であった。伊勢商人の会計基立金への対応に関しては、郷土史研究と拙稿以外では、これまで三重県編（一九九八）『三重県史 資料編』や北島編（一九六二）『江戸商業と伊勢店』のなかで「長谷川家文書」を使用して指摘されていた。⁽²⁾

拙稿では、とくに伊勢商人による会計基立金の応募額とそのメンバー、さらには上納までの経緯を検討した。具体的には、伊勢商人のなかで津商人グループ（以下、津グループ）と松坂商人グ

ループ（以下、松坂グループ）の商家からの応募額を明らかにした。幕末期において各グループのトップに位置する有力な豪商が協力して先導し、高額な応募額を上納していたことが浮かび上がってきた。応募額の回収責任者として会計官御用掛（以下、御用掛）には、津グループでは田中治郎左衛門家（以下、田中家）と川喜田久太夫家（以下、川喜田家）、松坂グループでは小津清左衛門家（以下、小津家）と長谷川次郎兵衛家（以下、長谷川家）が任命されていた。⁽³⁾

会計基立金の応募額と上納額については先行研究においてあまり深められてこなかった。拙稿の津グループの分析では、当初の応募とそののち上納した額が異なっていたことを明らかにした。また、「川喜田家文書」には松坂グループの応募額が記録されていたため、北島前掲書と照らし合わせて再検討した。北島前掲書では、松坂グループの長谷川家の応募額である一万両と上納額の

二二〇〇両に大きな差があることを指摘していた。そのため、筆者は前掲『三重県史資料編』の翻刻資料に基づいて、長谷川家と小津家の上納額と上納時期を見だし、両家ともに二二〇〇両を三回に分けて上納していたことを確認できた。⁽⁵⁾しかしながら、長谷川・小津両家以外の松坂グループの上納額については判明しなかったために今後の課題とした。

伊勢商人の応募額は、紀州藩の飛び地であつた松坂、および津藩の城下町であつた安濃津とその周辺の村（浦）々の豪商から八万両以上に達していた。しかも、応募額の上納時期が両グループで異なつて二回以上に分かれていたことや、当初の応募額のすべでは上納されなかつたことを明らかにした。津グループでは、応募した額の四万七五〇〇両のうち一万九五八〇両を上納していた。この応募・上納額については、津・松坂の両グループ以外の白子（紀州藩の飛び地）などの他の伊勢商人のグループをあわせると、さらに高額であつたことが推定できる。⁽⁶⁾

同時期に伊勢商人は新政府のみならず旧幕府・諸藩に対する御用金の対応にも追われ、各家の経営は多大な損害を被つていた。これらを背景に各家では、幕末維新の変動期による経営危機を乗り越えるために家政改革を進めたことが想定できる。したがつて、「日本三大商人」と呼称される伊勢商人の幕末維新期における動向を探ることは、商業経営史研究にとつて重要な課題であると、言つても過言ではない。

これを受けて本稿では、拙稿の津グループの会計基金金徴収へ

の対応に対し、松坂グループの動向について掘り下げてみたい。

第二章では、拙稿で課題となつていた松坂グループの上納額とその時期を中心に解き明かしたい。上述のように小津家と長谷川家の上納額に関しては翻刻資料から確認できたが、拙稿で触れた松坂グループの他のメンバーについては不明瞭であつた。そこで、筆者は「小津家文書」と「長谷川家文書」の会計基金金に関する史料を調査したところ、前者より「明治元年戊辰九月会計上納金元帳 松坂御用掛中」（以下、本史料）を発見した。したがつて、今回は小津家の本史料を分析する。

なお、この調査で「小津家文書」からは会計基金金に関わる史料をほかにも数多く確認することができたため、本稿でも使用し、また今後もこれらを分析していくつもりである。それに加えて小津家に関する翻刻資料を調べた結果、前掲『三重県史資料編』と松阪市史編さん委員会編（一九八三）『松阪市史史料篇』に幕末維新期を含めた重要資料が含まれていることがわかつた。⁽⁷⁾

そこで第三章では、「小津家文書」のほか前掲『三重県史資料編』と前掲『松阪市史史料篇』における新政府の御用金調達に関する資料も活用し、当該期の小津家の動向を探つておきたい。会計基金金に関しては、北島前掲書や拙稿において「長谷川家文書」に基づいて明らかにされてきたものの、小津家については断片的に述べられてきた程度で、所蔵史料からは学術的に分析されていない。⁽⁸⁾

拙稿では、会計基金金の応募額より津グループの田中家と川喜

田家、松坂グループの小津家と長谷川家の四家が、幕末維新时期伊勢商人の両グループのなかで有力な豪商であったことが判明した。小津家については、拙稿で指摘したように長谷川家と同様に一万両の最高応募額であり、同金額は津グループの田中家とあわせて三家のみであった。この三家に次ぐ川喜田家は七〇〇〇両で当時の四大豪商と位置づけでき、また松坂グループでは三井家を除き小津家、長谷川家、長井嘉左衛門家（以下、長井家）が三大豪商であったという見解がある。なお、最後の長井家の応募額は二〇〇〇両であった。⁹⁾以上のことから、幕末維新时期における小津家を分析する意義は頗る大きいものと考えられる。

二 松坂商人グループの会計基立金の応募額と上納額

松坂グループ（十八家）の応募額については拙稿で示したが、「小津家文書」より発見した会計基立金に関する本史料からも明らかにするため、上納額とあわせて表1に作成した。

拙稿で示した応募額の一覧と同じく、本史料でも最初の小津家のあとに長谷川家が続いている。その応募額について最初に確認しておくが、両家ともに上述したように一万両であった。その次が長井家の二〇〇〇両であった。史料の記載では長井家に続く商家は応募額の高低差の順番通りでなく、竹内佳次郎家の一五〇〇両、小津新兵衛家の一七〇〇両、松嶋吉右衛門の五〇〇〇両であつ

た。そののちの最高額が乾善太郎家、服部源三郎家、中井平右衛門家の一二〇〇両で、小津家と長谷川家が飛び抜けていたことがわかる。松坂グループの合計の応募額は三万六二〇〇両で表1のメンバーについても拙稿の一覧と同じであったが、このなかからどの程度が上納されていたかは従来不明瞭であった。¹⁰⁾

その上納額を確認していくと、まず二二〇〇両の小津家と長谷川家は拙稿で分析した通りであった。残りの十六家に関しては、小津新兵衛家の一三五〇両、長井家が一二〇〇両で続き、その次の乾善太郎家・服部源三郎家・中井平右衛門家については一二〇〇両の応募額に対し四回に分けて全納していたことが判明する。

なお、川上源十郎家と古森善右衛門家は、一〇〇〇両の応募額に対し五〇〇両ずつの二回で全納していた。御用掛であった津グループの田中・川喜田両家と松坂グループの小津・長谷川両家の四家を比べた場合には、田中家が四五〇〇両、川喜田家が二八五〇両を上納しており、小津・長谷川両家が最も低額であった。¹¹⁾

そこで、松坂グループが応募した総額三万六二〇〇両に占める上納額一万七六〇〇両の割合を把握しておくことと49%であった。応募額に占める上納額の割合を商家ごとにみてみると、納入率100%が十一家確認できる。小津・長谷川両家は22%で、これ以下では10%の岡本家もあったが、当初の応募額が多額であったことから小津・長谷川両家の上納額の割合は低い。この松坂グループに対して拙稿で示した津グループ（十七家）は、応募額四万七五〇〇両に占める上納額一万九五八〇両の割合は41%であった。した

表1 松坂商人グループの応募額・上納額・上納時期

姓 名	応募額	上納額	上納時期
1 小津清左衛門	10,000両	1,000両 600両 600両 計2,200両	辰 6月25日 辰 9月 巳 2月 2日
2 長谷川次郎兵衛	10,000両	1,000両 600両 600両 計2,200両	辰 6月25日 辰 9月 巳 2月
3 長井嘉左衛門	2,000両	500両 300両 300両 200両 計1,300両	辰 8月晦日 辰 9月29日 辰11月 8日 巳 2月 2日
4 竹内佳次郎	1,500両	400両 300両 200両 150両 計1,050両	辰 8月晦日 辰 9月29日 辰11月 9日 巳 2月 2日
5 小津新兵衛	1,700両	500両 500両 200両 150両 計1,350両	辰 8月晦日 辰 9月29日 辰11月 9日 巳 2月 2日
6 松嶋吉右衛門	500両	250両 250両 計500両	辰 9月朔日 辰 9月27日
7 河口平助	200両	200両 計200両	辰 8月13日
8 乾善太郎	1,200両	300両 400両 200両 300両 計1,200両	辰 8月晦日 辰 9月26日 辰10月25日 巳 2月 2日
9 服部源三郎	1,200両	300両 400両 200両 300両 計1,200両	辰 8月晦日 辰 9月26日 辰10月25日 巳 2月 2日
10 中井平右衛門	1,200両	500両 300両 200両 200両 計1,200両	辰 8月晦日 辰 9月25日 辰10月25日 巳 2月 2日
11 渡辺六兵衛	700両	350両 350両 計700両	辰 8月晦日 辰 9月25日
12 乾嘉十郎	500両	200両 300両 計500両	辰 8月晦日 辰 9月26日
13 長井三郎兵衛	1,000両	100両 100両 200両 計400両	辰 8月晦日 辰 9月26日 巳 2月 2日
14 岡本六兵衛	1,000両	100両 計100両	辰 8月晦日
15 西川平右衛門	700両	100両 600両 計700両	辰 8月晦日 辰10月朔日
16 川上源十郎	1,000両	500両 500両 計1,000両	辰 9月26日 巳正月26日
17 古森善右衛門	1,000両	500両 500両 計1,000両	辰 9月26日 巳正月26日
18 富山小左衛門	800両	300両 200両 300両 計800両	辰 9月26日 辰10月25日 巳 2月 2日
合 計	36,200両	17,600両	

出所)「明治元年戊辰9月 会計上納金元帳 松坂御用掛中」(小津家文書G9)より作成。

がつて、グループ全体では松坂グループの納入率が高かった。津グループでは100%納入した商家は平井七郎兵衛家（五〇〇両）の一家のみであったが、松坂・津両グループの四大豪商では田中家が45%、川喜田家が41%と小津・長谷川両家と比べて高かった^⑫。

さて、拙稿では津グループの上納に関しては分割されていたことが明らかになっていた通り、表1から松坂グループでも同様であったことが理解できる。つまり、松坂グループの上納は一括ではなく一〇四回であった。例えば、小津・長谷川両家の一八六八年（慶応四）六月の上納が一番早く、そのあとは同年八月より翌一八六九年（明治二）二月の間で上納されていた。拙稿では津グループが七月（もしくは八月）と十一月の二回であったの対し、松坂グループはさらに上納期間が長く、一八六九年二月までみられることが大きな違いであった^⑬。

表2の「伊勢」と「四日市」は、沢田（一九六六）が指摘した伊勢商人の上納額と上納時期である。沢田は明治初期の財政資料より会計基立金の地域別上納額を月ごとに作成しており、そこから「伊勢」と「四日市」の部分を抜き出したものである。そこに、筆者が明らかにした拙稿の津グループと本稿の松坂グループをあわせたものである。沢田の「伊勢」「四日市」と津・松坂グループの上納額と一致する月は六月の「伊勢」と松坂グループの小津・長谷川両家が納めた二〇〇両のみである。しかしながら、一八六九年（明治二）二月の「伊勢」の四〇〇〇両が松坂グループの一・二月の合計と一致するなど、そのほかにも近似した額の月も

表2 伊勢商人の月別の上納額

年 月	伊 勢	四日市	津グループ	松坂グループ
1868年 2月				
” 3月				
” 4月				
” 閏 4月	3,000両			
” 5月				
” 6月	2,000両	3,000両		2,000両
” 7月	9,000両		8,200両	
” 8月	4,950両		4,450両	3,550両
” 9月	6,600両	25,000両		5,950両
” 10月	9,100両	30,000両		1,400両
” 11月	3,500両	15,300両	6,930両	700両
” 12月	200両			
1869年 1月				1,000両
” 2月	4,000両			3,000両
合 計	42,350両	73,300両	19,580両	17,600両

出所) 沢田章 (1966) 『明治財政の基礎的研究 (復刻)』柏書房、92・93・95・96頁、末田智樹 (2023) 『明治新政府の会計基立金募集による伊勢商人の応募額—石水博物館所蔵『川喜田家文書』の分析—』『中部大学人文学部研究論集』第49号、10頁の表2および本稿の表1より作成。

確認できる。また、閏四月の三〇〇〇両を除いて、すべてが上述した六月から翌年二月までの間の上納であったことは津グループと松坂グループをあわせた形でみてとれる。津グループの一万九五八〇両と松坂グループの一万七六〇〇両を足すと三万七一八〇

両で、「伊勢」の四万二三五〇両に近い上納額であったことがわかる。推測の域を出ないが、両グループに白子グループや櫛田川グループを合算すると、沢田が示した「伊勢」と「四日市」に一致する上納額・月が出てくる可能性は十分想定できよう。⁽¹⁴⁾

以上、松坂グループの応募額と上納額・時期について拙稿の津グループと比較しながら検討してきた。津グループにおいて田中・川喜田両家以外では中条瀬兵衛家の一七〇〇両、杉野伊右衛門家の一二〇〇両、富岡太郎兵衛家の一一〇〇両、林喜兵衛家の一〇〇〇両、矢田新五郎家の一〇〇〇両、杉岡卯右衛門家の一〇〇〇両と、松坂グループと同じく一〇〇〇両以上の上納者がもちろん確認できる。したがって、伊勢商人にとっても会計基立金の徴収自体が旧幕府・藩への御用金対応のなかで新たに浮上した難題として重荷となっていたことは間違いない。そのため、松坂グループのみならず伊勢商人全体においても指折りの豪商とされ、同時期に旧支配体制の御用商人であった小津家と長谷川家の上納額は両家ともに二二〇〇両と振るわなかったことが考えられる。両家は松坂グループでは最高額であったものの、応募額の一両のうちの五分の一強であり、津グループの川喜田家よりも低かった。しかしながら、小津・長谷川両家が松坂グループのなかで一、二を争う豪商であったことを踏まえれば、やはり両家とも二二〇〇両以上の金額を上納できたのではなからうか。⁽¹⁵⁾

したがって、幕末維新期の小津・長谷川両家の動向を探る必要がある。長谷川家については紀州藩や幕府に対する御用金関係

を含め北島前掲書の研究がある。⁽¹⁶⁾ この北島前掲書を受けて分析が加えられた大喜多(二〇一七)『伊勢商人と江戸店』によれば、幕末期の長谷川家は経営不振とされ、かつ火災による店・土蔵の焼失により存亡の危機に陥っていた。これらを受け長谷川家では江戸店の従業員が主導して松坂の本・分家の賄金の減額などの要請があり、本・分家は生計費の儉約に努めた結果、危機を脱していたという。他方、北島前掲書には長谷川家の経営状態の問題ではなく、新政府に対しては幕府や紀州藩に受けた苦い経験があり、新政府の将来性への理解が不十分であったことから、三井・小野・島田などのような政商化の道を歩むために積極的に取り組まなかったとする見解がみられる。⁽¹⁷⁾

小津家に関しては、北島前掲書のような長谷川家の史料に基づく本格的な研究はみられなく、大喜多前掲書の研究がみられるのみである。そこで本章では、拙稿で示した松坂グループの応募額や表1の史料で最初に記される小津家の幕末維新期の御用金調達と、それに関わる動向について先行研究・資料も活用しつつ探っていく。

三 小津清左衛門家の動向

(一) 小津清左衛門家の創業と経営発展

小津家の先祖は中世の阿波国の豪族であった三好氏とされる。一族のうち小津家初代にあたる三好隼人佐長年は、伊勢国司北畠

家の一族である木造家に仕出していたが、一五八四年（天正十二）九月に羽柴秀吉との合戦（戸木の夜戦）で討ち死にした。その時には長年の妻は妊娠七か月であり、伊勢国河崎の伯父森嶋寛左衛門を頼って寄宿し、翌一五八五年（天正十三）春男子を出生したという。この男子は寛左衛門の猶子として森嶋九郎次郎を名乗り、母とともに一六二二年（元和八）松坂西町に来住し、本姓の三好姓を隠し森嶋与次太夫長継（小津家二代目）と称した。¹⁸⁾

長継の次男で一六二五年（寛永二）生まれの太郎次郎が紙商小津（現今の小津グループ）の創業者、小津清左衛門長弘となる。小津家三代目の長弘は母方の親類である京都の呉服商であった斎藤小兵衛の養子となり、同家の江戸本石町の呉服店で修業した。京都の斎藤家に男子があつたため、長弘は養子縁組の解消を求め、一六四二年（寛永十九）十二月二十日に江戸を出立した。長弘は、その途中の同月二十七日に桑名で旅宿した際に吉日ということで元服し清左衛門と改名した。長弘は翌一六四三年（寛永二十）三月に江戸へ戻り、大伝馬町名主役の佐久間善八紙店にて斎藤清左衛門として勤めはじめた。¹⁹⁾

その後、一六五三年（承応二）に佐久間家の手代井上仁左衛門が郷里の信州へ帰国するため、自らの紙店の譲り渡しを主人善八に相談したうえで長弘に持ち掛けたが資金不足であった。そこで長弘は、実弟虎之助（のち与次兵衛）が勤める大伝馬町一丁目木綿店を営む小津三重郎（三十郎宗心）に金策を依頼した。三十郎は、主家であった同町同丁目の木綿商小津三郎右衛門道休に懇

請した。三郎右衛門は松坂の小津一族の本家当主で、本居宣長の曾祖父にあたる人物であり、当時江戸に三店舗の木綿店を出店し繁盛していた。長弘は三郎右衛門より金二〇〇両の融通を受けたのち井上の紙店を一三〇両で譲り受け、あわせて店の印「△」と屋号「小津屋」の使用を許され、斎藤を改めて大伝馬町一丁目の角地に紙店「小津屋」を開業した。²⁰⁾

そのうち長弘は武州川越から妻を迎えて家業を順調に発展させ、小津三十郎の養子となり孫太夫と名を改めていた前述した弟の与次兵衛を取り戻し、一六八四年（貞享元）五月に名跡と家督を譲った。この四代目の清左衛門長生が、兄から引き継いだ江戸店を一層発展させ、一六九七年（元禄十）に小津屋の東隣の店を買取り、ここに木綿店を出すべく翌年正月に木綿仲間数金一五〇両を添えて出願し受理された。同年四月に木綿店を開設し、以後、紙と木綿を主要商品とした。そのうえ、一七〇六年（宝永三）までに大伝馬町一丁目の角地一帯を所有することで、江戸二店舗の経営体制を確立した。²¹⁾

一七〇七年（宝永四）に二十七歳で小津家五代目となった清左衛門長康は、四代目小津清兵衛の娘と結婚した。清兵衛家の初代は、松坂近郊の小津村から一五八八年（天正十六）に松坂職人町に移住した油屋源右衛門であった。その後、源右衛門が小津姓を名乗ってから、小津を家名とする人が多く出たと言われている。清兵衛家は本居宣長の先祖である小津三郎右衛門家と姻族関係であり、清左衛門家はここに初めて小津家と姻戚関係ができたので

ある。長康は発展してきた小津家をさらに確固たるものにするため、一七一三年（正徳三）に祖父長弘が残した「掟書」を基本として江戸店ならびに本家店等の諸規則の「定」十二ヶ条を制定した。次の六代目となった清左衛門長郷が、一七五四年（宝暦四）に紀州藩から初めて十五人扶持が授けられ苗字帯刀を許された⁽²²⁾。

七代目清左衛門長保は、一七八四年（天明四）六月に江戸本町四丁目の大橋又太夫紙店を四一五四両で買い取り、大橋屋太郎次郎と称して紙店（のち向店と呼称）の営業を開始し、紙店二・木綿店一の三店体制となった。このように小津清左衛門家の江戸店は発展し、江戸中期には江戸を代表する紙問屋になった⁽²³⁾。その後、小津家は一七九四年（寛政六）より一八三四年（天保五）までに八代目清左衛門長年、九代目清左衛門長澄、十代目清左衛門長堯に受け継がれ、江戸後期において十一代目清左衛門長柱が登場し、幕末維新の動乱期を乗り越えていくことになる⁽²⁴⁾。

（二）幕末期の小津清左衛門家と御用金

一八一一年（文化八）生まれの十一代目長柱は九代目であった長澄の甥で名を貫之助といい、一八三六年（天保七）九月に実家の筒井孝伯家から養子として迎えられ、長澄の長女にあたる鹿（志賀）の後夫となった。貫之助は、一八四〇年（天保十一）四月に清左衛門長柱と改名し家督を継いだ⁽²⁵⁾。

長柱は家督相続後の同年十月に紀州藩より八十五人扶持を賜り、御為替御用・正米問屋・元締・銀札役所御用などを勤めている。一

八五八年（安政五）二月には魚町組大年寄を拝命し、一八六七年（慶応三）四月の大年寄廃止まで勤めている⁽²⁶⁾。

天保期以降の小津家の動向については大喜多（二〇一五）の研究があり、以下を指摘している。老中水野忠邦の天保の改革によって株仲間の解散が命じられ、嘉永期（一八四八～一八五四）に小津家の江戸店は江戸における紙問屋の中心的な役割を果たしていた。この時期の経営については、不動産関係の売買証文から長谷川家ほど深刻な状態ではなかったと論じる。一八五五年（安政二）十月二日に起こった江戸地震や一八五八年（安政五）十一月十五日に生じた大火によって江戸店の損害は大きかったものの、毎年の利益のなかより五〇〇両ずつ積み立ててきた「勢要株」から支出したために、長谷川家のような厳しい状況には陥らなかった⁽²⁷⁾。

一方、幕府の財政難から伊勢商人の有力商人への御用金に関しては、小津家では一八五四年（嘉永七）に四三〇〇両、一八六六年（慶応二）に一万三〇〇〇両を上納し、これ以外にも一八五九年（安政六）に江戸城の本丸御殿が全焼したために再建普請に三〇〇両を上納した。また紀州藩の御用金では、一七九一年（寛政三）に藩の改革仕法のため小津・殿村両家で二万五〇〇〇両、一八六三年（文久三）の天誅組騒動鎮圧のための二〇〇〇両など、一八三七年（天保八）より一八六八年（明治元）までに合計一万六〇〇〇両を上納していた記録が残る⁽²⁸⁾。

ほかに小津家の史料には、一八六八年（慶応四）に津藩への貸

上金として五万八千四百両があつたと記される。そのうち二万四千四百両が返納されているものの三万四千〇〇〇両の残高があつた。このため大蔵省が引き受け、新公債証書で下付されていたことが読み取れる。既述の一八六六年（慶応二）の一万三千〇〇〇両については幕府からは返納されず、大蔵省に請願が出されていたものの採納してもらえず全額の損失となつた。⁽²⁹⁾

長柱は、家督を相続した翌年の一八四一年（天保十二）一月から日記を書きはじめしており、明治初期まで続けている。現在その翻刻作業が進められており、松阪市教育委員会編（二〇〇六）の解題では、長柱の日記は私的なものというよりは公的性格の記録と位置づけられている。幕末維新の動乱期は、江戸店持ちの商人に重大な影響を及ぼした時期であつたが、小津本家は江戸三店と連絡を密に取り合い、軽々しく政治的に動くことをせず、商売一筋に精を出す方針を取つた。しかしながら、これまで様々な形で紀州藩の恩恵を受けてきた小津家にとっては、傾いていく古い勢力と新しく興ってくる勢力のはざまにあつて長柱の心労は大きかつた。⁽³⁰⁾

（三）新政府の御用金に関わる小津家の動向

会計基立金については、小津家の史料に一八六八年（慶応四）閏四月五日からの動向が載せられている。同月九日には「名代五人長井利八、長谷川善九郎、竹内仁兵衛、小津現八、小津善三郎京都エ発足、十三日会計御用係り被申付廿三日帰国ス、長谷川、

小津御用掛頭取被申付、是ヨリ度々両家ノ代理上京、御用金差出し太政官金札ヲ請取り流通ス」とある。これにより小津家が長谷川家と並んで松坂グループの御用掛であつたことと、御用金との交換において金札を流通させることが目的であつたことがわかる。⁽³¹⁾ このうち前章（表1）でみたように小津家は二二〇〇両を納め、その時期は一八六八年（慶応四）六月の一〇〇〇両、九月の六〇〇両と一八六九年（明治二）二月の六〇〇両であつた。二回目の九月から減額になっているが、この背景を探っていこう。⁽³²⁾

会計基立金の調達は、拙稿と前章でみたように一八六八年（慶応四）閏四月に京都・大坂・近江・伊勢方面の商人へ向けられただけではなかつた。この調達は、東京においても同年八月二十六日に明治天皇の東京への行幸として「東幸御用金」の名目で進められた。⁽³³⁾ すなわち、このなかに小津清左衛門家が含まれていたことが、伊勢における会計基立金の上納額の減少につながつたと考えられる。

この御用金の募集額は八十六万両であつた。内訳については三井家（八郎右衛門、次郎右衛門、元之助、三郎助、喜左衛門の各名義）が三〇万両、鹿嶋家（清兵衛、清左衛門、利右衛門、利助）が一五万両、小津清左衛門家が六万両であつた。そして三谷三九郎、小野善助、村越庄左衛門、島田八郎左衛門、川村伝左衛門、青地四郎左衛門、大和屋三郎左衛門の七家が各五万両であつた。⁽³⁴⁾

八十六万両の募集額に対し上納額は三井家が五万両、鹿嶋家が一万両、小津家が一万五〇〇〇両、島田家と小野家が各五〇〇〇両、

三谷・村越・川村・青地・大和屋が各一〇〇〇両の合計九万両であつた。大きく不足していたために新政府は、新たに伊藤八兵衛、榎本六兵衛、小林吟次郎、杉村甚兵衛、西村七右衛門、加太八兵衛の六家へ上納を命じた。しかしながら、伊藤が四万六〇〇〇両、他の五家が一万両の合計九万六〇〇〇両を調達できたにすぎなかつた。⁽³⁵⁾ 小津家の順位をみておくと、当初の募集額が三井家と鹿嶋家の一族に次いで三番目、上納額も三井と伊藤家に次いで三番目であり、小野家や島田家より上位に位置していた。⁽³⁶⁾ ここで、小津家に残る史料から一万五〇〇〇両の上納状況をみておこう。⁽³⁷⁾

(1)

差上申御請書之事

一 今般

御一新之折柄厚御趣意之趣難有恐入御貸上ケ金壹万五千兩
上納仕候段奉申上候処、格別之訳御宥免御聞濟被成下難有
奉存候、就而者右金上納方之儀者

一金五千兩 当九月十六日

一金五千兩 当九月晦日

一金五千兩 来十一月晦日

右之通日割聊無相違上納可仕候、仍之御請書奉差上候処、
仍而如件

慶応四辰年

大伝馬町一丁目

九月十三日

家持

小津清左衛門

勢州住宅二付

東京府

店支配人

御裁判所

仁兵衛

史料(1)から第一に小津家では、特別の事情で六万両から一万五〇〇〇両に減額されたことがわかる。⁽³⁸⁾ 第二には、大幅に減額された一万五〇〇〇両の上納さえも三回に分割されていたことがみてとれる。それでも一万両は九月中で、残りの五〇〇〇両は十一月までに納めることになっていた。第三には、大伝馬町一丁目の江戸店を構える家持の十一代目清左衛門長柱が伊勢に在住していたため、江戸店支配人の仁兵衛が江戸での会計基立金の上納を担当していたことが読み取れる。この点から小津家による松坂における九月の上納額が六〇〇両と、六月の上納額一〇〇〇両と比べて減額していたことが考えられる。この背景には、松坂の長柱と江戸店の仁兵衛との密なやり取りがあつたことが想定できる。⁽³⁹⁾

新政府は前述の「東幸御用金」が不成績に終わったために、別の手段による資金調達を図らねばならなかつた。商法司は、一八六八年(慶応四)閏四月二十五日に会計官中に設けられた。本司は京都にあり、大坂に支署を置いていたが、東京は未開設であつた。そこで、新政府は同年九月初めに東京において、太政官札の貸付けによる正金の回収策の組織であつた商法司を拡充するため

に設置した。これにより九月十二日には、東京市中の豪商のなかから鹿嶋清兵衛、竹原文右衛門、田中治郎左衛門、小津清左衛門を「会計官附属商法知司事」、また三井家より斎藤専蔵と三野村利左衛門、小野家より行岡庄兵衛をそれぞれ「会計官附属商法知司事補」、三井家より永田甚七を「会計官附属商法判司事」に任命した。⁽⁴⁰⁾これに関しては「小津家文書」のなかに「写」ではあるが、記録が残されているので以下に示しておこう。⁽⁴¹⁾

(2)

於東京被仰渡写

小津清左衛門

会計官附属商法知司事申付候事

九月十二日

今般会計官御用掛申付候ニ付而者、代勤差出候分八十人扶持被下、主人江別段十人扶持被下置候事

主人江者二十人扶持被下置候事

一苗字帯刀申付候事

右之通名当ヲ以申付候ニ付而者、銘々厚朝廷御主意ヲ体認シ、商法筋取調精々勉強致シ、追々人民安堵物価平均商法繁致候様尽力可致候、尤商法筋之儀者従来商人之職掌ニ候間、自然心得違之儀共無之様屹与可相守候事

九月

東京府 印

会計官附属商法知司事

鹿嶋清兵衛

竹原文右衛門

田中次郎左衛門

小津清左衛門

同補

三井八郎右衛門名代

三野村利左衛門

三井組名代

斎藤専蔵

小野善助名代

行岡庄兵衛

同判司事

三井組名代

永田甚七

小津清左衛門名代

前川仁兵衛

田中次郎左衛門名代

橋本嘉兵衛

小津清左衛門

今般申諭之趣相弁御用途之内江金子差出申候ニ付、為御褒美米百五拾俵被下置候事

九月

東京府 印

小津清左衛門

御東幸ニ付御用相弁候旨ヲ以此度相改テ苗字帯刀申付候事

九月

東京府 印

小津清左衛門

金子御下ケ済之年ヨリ永代七人半扶持被下候事

九月

東京府 印

米百五拾俵

印

東京府

小津清左衛門

右写之通江戸表店名代江向蒙仰候段、当月十四日出ヲ以申来

リ候ニ付不取敢御届奉申上候

小津清左衛門 無印

この史料から第一には、東京府から「会計官附属商法知司事」に任命された主人の代わりに勤める名代に十人扶持、各主人には

別に十人扶持をあわせた二十人扶持が下されていたこと、また「苗字帯刀」が許可された。第二には、この任命によって新政府の主要な意図を十分会得したうえで商業活動を把握・調整しつつ力の限り励むことで、民衆の生活を安心させるために物価の不均衡をなくし商業活動自体を繁盛させるように尽力すること、かつ商業活動の振興や収税業務は従来商人の職務であり、特別な努力をせずに常日頃の心得であるため間違えることなく守ることが申し付けられていた。第三には、「会計官附属商法判司事」には永田甚七以外に小津家から前川仁兵衛、田中家から橋本嘉兵衛が任命されていた。⁽⁴²⁾ 小津清左衛門は上納金の代わりに御褒美米として一五〇俵が下されていた。また、明治天皇の「御東幸」のため再び新しく「苗字帯刀」を与えられ、さらに太政官札（金札）が下付された年より永代七人半扶持が下されたことわかる。⁽⁴³⁾

その太政官札については、新政府としては東京の主立った豪商に正金一〇〇両につき金札一二〇両の割で太政官札を下付して太政官札の流通促進を図るとともに、これら豪商から納入された正金を政府財政の使途にあてることにした。これが会計基金立金の新たな調達方法であった。東京における商法会社は、まず政府が必要とする用途金の繰替抛出に応ずる豪商を組織することを大きな目的とした。⁽⁴⁴⁾ 東京市中の江戸店で展開する小津家と津グループから田中家が選出されていることで、小津家では東京においても調達金を捻出していたのであった。

続いて、一八六八年（明治元）十一月四日に東京府において、

表3 明治初期における11代小津清左衛門長柱の役職の変遷

1	慶応 4年 4月13日任命	会計御基金御用掛
2	明治元年 9月12日任命	会計官附属商法知司事
3	明治元年11月 4日任命	商法会所元締頭取
4	明治元年12月14日任命	会計官為替方
5	明治 2年 1月24日任命	為替方頭取並
6	明治 2年 3月 2日任命	開墾会社総頭取
7	明治 2年 4月任命	商法取締頭取
8	明治 2年 5月24日任命	通商司為替会社並御貸付方頭取並
9	明治 2年 6月任命	通商司為替会社並御貸付方頭取並被免更惣頭取
10	明治 2年 7月 9日任命	東京通商会社・商社頭取並
11	明治 2年12月任命	東京為替会社総頭取
12	明治 4年初め頃任命	東京商社総頭取並
13	明治 4年10月	商社元方出納方役

出所) 岩崎宏之 (1972) 「明治維新期の東京における商人資本の動向—東京商社を中心にして—」 西山松之助編『江戸町人の研究 第1巻』吉川弘文館、財団法人三井文庫編 (1977) 『三井事業史 資料篇2』同文庫、247～281頁、小津330年史編纂委員会編 (1983) 『小津330年のあゆみ』株式会社小津商店、77～80頁、松阪市史編さん委員会編 (1983) 『松阪市史 第12巻 史料篇 近世 (2) 経済』勁草書房、276～278頁、松阪古文書研究会編 (2006) 『小津清左衛門長柱日記 (1)』松阪市教育委員会文化課郷土資料室、133頁、小西良明 (小津史料館) 編 (2021) 『江戸大傳馬町壱丁目 松坂商人関係人名録—系譜・屋敷図・諸問屋仲間組合—』株式会社小津商店、11～12・182～188頁、本稿の注記 (46) の「小津家文書」より作成。

備考) 長柱は、明治4年6月に家督を12代清左衛門長篤に譲ったため、13のみ本表の表題と異なる。また、役職名については、文献・史料によって若干異なる場合があることを付記しておく。

は久住五左衛門家が選ばれていた。⁽⁴⁶⁾

このうち商法司から通商司のシステムへ転換が図られていくが、この時期に小津家が任命された役職を表3に示した。小津家が、幕末から明治初期にかけて十三ほどの役職に就いていたことや前述の転換が読み取れる。このなかで、以下に「小津家文書」から七つ (表3の2・4・5・8・9・10・13) を紹介しておきたい。⁽⁴⁶⁾

(3)

小津清左衛門
会計官附属商法知司事申付候事
九月十二日

(4)

小津清左衛門
会計官為替方御用申付候事
辰十二月

(5)

小津清左衛門
会計官御用出精相勤一段之事二付為替方頭取並申付候事
巳正月 会計官印

(6)

小津清左衛門
通商司為替会社并御貸附方頭取並申付候事
巳五月 会計官

東京市中の代表的商人四十四家に対し「商法会所元締頭取」と「商法会所元締」の任命が行われた。この元締頭取には小津家と田中家、元締には松坂グループよりは長谷川家、小津与右衛門家、津グループよりは川喜田家、中条瀬兵衛家、また白子グループより

表4 明治2年12月民部省通商司為替会社の役職・姓名・住所等一覧

役 職	姓 名	名 代	屋 号	業 種	住 所	備 考
頭 取	三井三郎助	斉藤専蔵	越後屋		駿河町	
〃	三井次郎右衛門	永田甚八				
〃	三井元之助	三野村利左衛門				
〃	三井八郎右衛門					
〃	小野善助	行岡庄兵衛	井筒屋	両替・油	東京田所町	
〃	島田八郎左衛門	伊達忠三郎 藤田藤四郎	恵比寿屋	両替・呉服	東京尾張町	
〃	田中治郎左衛門	松本嘉兵衛	田端屋	木綿	勢州安濃津・東京大 伝馬町	
〃	小津清左衛門	大市彦蔵		紙・其外荒物	勢州松坂・東京大伝 馬町	
〃	下村正太郎	野口次郎兵衛	大丸屋	呉服	東京旅籠町	
頭取並・ 肝煎	川喜田久太夫	川喜田伊兵衛		木綿	勢州安濃津・東京大 伝馬町	伝馬町組
〃	小林吟次郎	小林猶右衛門	丁子屋	呉服・両替	江州彦根領・東京堀 留町	〃
頭取並	杉浦三郎兵衛	福原弥兵衛	大黒屋	木綿	東京石町4丁目	〃
〃	久住五左衛門	岡田三郎兵衛	久住屋		勢州白子・東京深川 佐賀町	〃
〃	長谷川次郎兵衛	谷伝四郎	丹波屋	木綿	勢州松坂・東京大伝 馬町	〃
〃	松居太七	市川幸兵衛	松為屋	木綿・油	東京伊勢町	〃
〃	中条瀬兵衛	大西彦兵衛	中条屋	茶・醤油	勢州安濃津・東京伊 勢町	〃
〃	外村卯兵衛	佐藤平介	布屋	木綿	江州・東京大阪町	〃
〃	浜口吉右衛門	浜口仁右衛門	広屋	醤油	紀州広村・東京小網 町3丁目	〃
〃	小津与右衛門	森本多平	湯浅屋	干鰯問屋	勢州松坂・深川万年 町	〃
頭取並・ 肝煎	高崎長右衛門		高崎屋	地廻酒	東京駒込片町	高崎組
〃	林留右衛門		よしや	小間物・油	東京葎町	〃
頭取並	北村喜平次		駿河屋	蠟	東京通4丁目	〃
〃	永岡儀兵衛		嶋池屋	諸家御用達	東京茅場町	〃
〃	奥三郎兵衛		和泉屋	干鰯・肴	東京新場	〃
〃	飯嶋喜左衛門		近江屋	諸藩用達	東京深川北川町	〃
〃	高井房太郎	田村専介	米屋	両替	大坂・東京靈巖島	〃
〃	伊井吉之助		伊勢屋	油・両替	東京呉服町	〃
〃	吉村甚兵衛		和泉屋	飛脚・両替	東京佐内町	〃
〃	仙波太郎兵衛			諸藩用達	東京高輪	〃
肝煎	鹿嶋清兵衛		鹿嶋屋	酒・諸家用達	東京茅場町	鹿嶋組

肝煎	鹿嶋利右衛門		鹿嶋屋	伐木	東京深川木場	〃
	松沢孫八		大坂屋	蠟	東京本石町3丁目	〃
	鹿嶋清左衛門		鹿嶋屋	質	東京茅場町	〃
	倉又左衛門	倉永蔵	越前屋	質	東京麴町3丁目	〃
	竹原文右衛門	竹原一五郎		両替	東京室町	〃
	高津伊兵衛		伊勢屋	鰹節	東京瀬戸物町	〃
	後藤長左衛門		伊勢屋	砂糖	東京本町4丁目	〃
	小西利右衛門	堀口源兵衛	小西屋	酒	東京茅場町	〃
	郡司平八		鴻野屋	煙草	東京和泉橋	〃
肝煎	青地四郎左衛門		伊勢屋	諸家用達	東京御蔵前	青地組
〃	中井新右衛門		播磨屋	両替	東京金吹町	〃
	村越庄左衛門		田原屋	呉服	東京田所町	〃
	大谷善八		十一屋	米・諸家用達	東京御蔵前	〃
	水野徳右衛門		遠州屋	伐木・質	東京深川木場	〃
	久次米庄三郎	仁木文右衛門	てノ字大坂屋	伐木・藍玉	阿波・東京本八丁堀	〃
	田辺次郎右衛門		水戸屋	干鰯	東京深川万年町	〃
	喜多村富之介	毛利平八	北村屋	干鰯	下総関宿・東京清住町	〃

出所）「明治2己巳年深秋 通商司為替会社姓名書上写」（川喜田家文書Ⅲか7-2-4）より作成。

備考）姓名や名代の姓名、屋号、住所などを適宜読みやすく統一し書き直している。また、倉永蔵と竹原一五郎には「名代」ではなく「初手二付」と書かれている。

（7）

小津清左衛門

通商司為替会社并御貸附方頭取並被免更惣頭取申付候事

六月 会計官

（8）

小津清左衛門

商社惣頭取並兼帶申付候事

七月 東京府

（9）

小津清左衛門

右者東京府御沙汰ニ付商社元方出納方役申付候事

十月印

表3の役職に関する任命書が「小津家文書」に含まれていることから、目まぐるしく組織が変更されていたことがわかる。そこで表4には、「川喜田家文書」に残る一八六九年（明治二）の「通商司為替会社」に記された姓名、役職、屋号、住所などを一覧にした。これは、内容から判断して表3の11「東京為替会社総頭取」と書かれている時期の史料に該当する。これをみても小津家は、三井・小野・島田の三家の次に田中・下村の両家と一緒に「頭取」に任命されている。このほかに「頭取並・肝煎」の川喜田家および「頭取並」の久住家、長谷川家、中条家、小津与右衛門家が続いていたことがわか

る。⁽⁴⁷⁾表3・4からは、小津家をはじめ東京の豪商にも位置づけられる伊勢商人が当時遂行した職務や事業がみえてこよう。

おわりに

従来、新政府の資金調達については、おもに政治・経済・軍事的な側面から明らかにされてきた。むろん調達面では活躍した三井組や小野組からの分析が進められたが、その次に位置する豪商に関しては十分に議論されてこなかった。そこで、伊勢商人が御用金調達に一定程度寄与していたとの仮説を立てて、まず拙稿では「川喜田家文書」から津グループの川喜田家や田中家などの対応の解明を試みた。このなかで松坂グループの小津家と長谷川家が中心的な役目を担っていたことが浮かび上がった。長谷川家については、北島前掲書で「長谷川家文書」の分析から論じられているが、小津家についてはその史料からわずかに触れているのみである。

そこで本稿では「小津家文書」から、幕末維新期の御用金調達と諸事情の一齣を明らかにできたと考える。以下に、本稿でのまとめの四点と課題の二点を述べておこう。

第一には、津グループと同様に松坂グループでも応募額と上納額が異なり、また上納時期が津グループの二回に比べて一回から四回までみられた。松坂グループでは応募額がトップであった小津家と長谷川家であったものの、上納した額は津グループの川喜

田家と田中家と比較して低額であった。他方、松坂グループの応募額が津グループと比べて低額でありながらも、全納した豪商が多かったこともあり、納入率は津グループより高かった。

第二には、上納額が低額であった小津家の理由を探るために第三章で着目した。同家は伊勢商人の松坂グループで一、二に序列づけられる豪商である一方、東京においても三井・小野・島田・下村などの大呉服商に比肩する豪商でもあった。このため、伊勢商人への会計基金立金徴収の応募・上納額だけでは捉えられない豪商の実情が判明した。すなわち、小津家は伊勢国松坂の豪商だけにとどまらず東京の豪商としての存在感も大きく、新政府の成立期における御用金調達にとって多大な役割を担っていた。

第三には、東京では小津家だけでなく田中家が同等の役を務めていたことが推測できるが、そのほか川喜田家、長谷川家、小津与右衛門家、久住五左衛門家もみえ、伊勢商人が転換期において東京の豪商群の一角を形成していた。⁽⁴⁸⁾このため、従来の見解である伊勢商人が消極的だった姿勢に関しては疑問符を投げ掛けておきたい。⁽⁴⁹⁾

第四には、松坂グループと津グループや久住家を有力な豪商とする白子グループをあわせた幕末期の伊勢商人のなかで、東京での豪商群を視野に入れた小津家の位置づけが可能となった。

現時点の課題は次の二点である。

第一には、「小津家文書」には伊勢に関する会計基金立金の史料が数多く残されているため、引き続き検討を行うことで松坂にお

ける上納経緯を明らかにしたい。また、伊勢商人の会計基金に
関しては伊勢だけでなく東京でもみられたために、東京での動向
を含めて新政府との関わり方の姿勢を再検討する必要がある。

第二には、伊勢商人の近代以降の動向が非常に興味深く、今後
の課題となる。これまで川喜田家と長谷川家の経営動向について
は林・石井(一九七四)の極めて優れた研究がみられる。⁽³⁰⁾これに
対して両家の幕末維新期の経営状態を同家文書から分析したうえ
で、同じ時期における小津家についても探る必要がある。なぜな
らば、小津家および前述の二家に田中家を加えた幕末維新期伊勢
商人の四大豪商のなかでは、小津家が今日も企業として継続して
いるからである。現代の経営のあり方や今日でも通じる商法を明
らかにするためには、小津家の江戸期からの経営史的研究が不可
欠となろう。

注記

- (1) 末田智樹(二〇二三)「明治新政府の会計基金募集による伊勢
商人の応募額——石水博物館所蔵『川喜田家文書』の分析——」『中
部大学人文学部研究論集』第四十九号。
- (2) 三重県編(一九九八)『三重県史料編 近世四(上)』同県、七
〇三〜七一四頁、北島正元編著(一九六二)『江戸商業と伊勢店
——木綿問屋長谷川家の経営を中心として——』吉川弘文館、五六
二〜五六五頁。なお、郷土史研究における伊勢商人の会計基金の
指摘については末田前掲論文、とくに六頁を参照。
- (3) 北島前掲『江戸商業と伊勢店』五六四〜五六五頁、末田前掲論文

を参照。なお、本稿では「商人」以外に「商家」と「豪商」に表現
を統一している。

- (4) 末田前掲論文、とくに五〜六頁を参照。
- (5) 同右、とくに七〜八頁を参照。
- (6) 同右、とくに一五頁を参照。
- (7) 前掲『三重県史料編』七〇〜八一・一二〇〜一二三・四四〇
〜四五二頁、松阪市史編さん委員会編(一九八三)『松阪市史第十
二巻 史料篇 近世(二) 経済』勁草書房、二七〇〜三〇七頁。筆者は、
松阪市のNPO法人松阪歴史文化舎が管理する「小津家文書」から
会計基金の上納額と応募額に関してアプローチ可能な史料を発見
したために、本稿ではまずその貴重な史料を紹介する。なお「小津
家文書」には、本史料以外に新政府による会計基金やそれに関連
する史料が数多く確認できたため、今後、分析を加えていきたい。
- (8) 小津三百三十年史編纂委員会編(一九八三)『小津三百三十年の
あゆみ』株式会社小津商店、七七〜八〇頁、嶋田謙次(一九八七)
『伊勢商人』伊勢商人研究会、二三二〜二三三頁、東京都中央区委
員会編(一九九五)『中央区旧家所蔵文書——小津商店・佐々木印店・
中村家文書——』同委員会、一八五頁、松阪古文書研究会編(二〇
〇六)『小津清左衛門長柱日記(一)』松阪市史料叢書第一集、松阪
市教育委員会文化課郷土資料室、一三三頁、大喜多甫文(二〇一五)
『幕末・維新期の伊勢商人——小津清左衛門家の場合——』『三重の
古文化』第一〇〇号、一四五頁、大喜多甫文(二〇一七)『伊勢商
人と江戸店』私家版、二二七〜二二九頁。
- (9) 拙稿では西村三郎右衛門家も一万両であったことが判明したが、
同家は相可村の豪商であった。西村家については今後の課題とする。
また、例えば三重県編(二〇二〇)『三重県史 通史編 近世二』同県、
四〇二・四〇七頁には「松坂の長者番付『勢州松坂持丸長者鑑』(近
世4(上) 付録)」によると東の大関は魚町の長谷川(丹波屋)治郎

右衛門、西の大関は湊町の長井（大和屋）嘉左衛門で、両大関とも本綿商人であった」や、「小津清左衛門は『勢州松阪持丸長者鏡』には中央の柱の部分に名前が記されている番付の別格の商人である」とあり、「勢州松阪持丸長者鏡」の掲載位置からも、小津家と長谷川家と長井家が松坂における三大豪商であったことが推測できる。

- (10) 末田前掲論文、とくに七〇八頁を参照。八頁の表1で使用した前掲『三重県史 資料編』の「長谷川家文書」については、本文の記述のため原史料から確認していることを付記しておく。

- (11) 末田前掲論文、とくに九〇一頁を参照。

- (12) 同右。なお、割合については小数点以下の数字を四捨五入している。

- (13) 末田前掲論文、とくに九〇一頁を参照。

- (14) 沢田章（一九六六）『明治財政の基礎的研究（復刻）』柏書房、九七〇九八頁には、「次に四日市元立金の六月分に就いて云えば、同廿八日納金三千両とあるが、『会計官調達金元帳』には同日松坂町小津、長谷川両人より金貳千両調達して居るのみである。四日市から金三千両調達したのは、是より先き、閏四月十四日となつて居る。尚お九月、十月、十一月の莫大の金額も右の大阪同様であつて『会計官調達金元帳』には見当たらず疑わしいものである」とあるため、さらなる今後の検討が必要である。

- (15) 末田前掲論文、とくに一〇頁の表2を参照。

- (16) 北島前掲『江戸商業と伊勢店』では、第八章に「幕末期の間屋仲間と長谷川家の経営状態」四四三〜五〇七頁、第九章に「松坂御為替組と長谷川家」五〇九〜五六九頁などでまとめられている。

- (17) 大喜多前掲『伊勢商人と江戸店』二四〜二八頁。北島前掲『江戸商業と伊勢店』五六八〜五六九頁。北島編の見解については前掲『三重県史 通史編』三六八頁にも同様の見解がみられる。

- (18) 前掲『三重県史 資料編』七〇頁、前掲『松阪市史』二七〇・五四〜五五五頁、前掲『小津清左衛門長柱日記（一）』一二六頁。また、小津三百三十年史編纂委員会編（一九八三）『小津三百三十年のあゆみ 小津のいまむかし』株式会社小津商店、一六〜一七頁の「小津本家略系図」、および小西良明（小津史料館）編（二〇二二）『江戸大傳馬町壺丁目 松坂商人関係人名録——系譜・屋敷図・諸問屋仲間組合——』株式会社小津商店、五〜六頁を参照。なお、前掲『小津のいまむかし』と小西編前掲『松坂商人関係人名録』には「三好単人祐長年」とある。

- (19) 前掲『三重県史 資料編』七〇〜七二頁、前掲『松阪市史』二七〇・五五五頁、前掲『小津三百三十年のあゆみ』一〜二頁、前掲『小津清左衛門長柱日記（二）』一二六〜一二七頁、小西編前掲『松坂商人関係人名録』六頁。

- (20) 前掲『三重県史 資料編』七二〜七三頁、前掲『松阪市史』二七〇頁、前掲『小津三百三十年のあゆみ』三〜四頁、前掲『小津清左衛門長柱日記（二）』一二七〜一二八頁、小西編前掲『松坂商人関係人名録』六頁。

- (21) 前掲『三重県史 資料編』七三〜七六頁、前掲『松阪市史』二七一頁、前掲『小津三百三十年のあゆみ』七・四四〜四六頁、前掲『小津清左衛門長柱日記（二）』一二八〜一二九頁、小西編前掲『松坂商人関係人名録』七頁。

- (22) 前掲『三重県史 資料編』七六頁、前掲『松阪市史』二七一〜二七二頁、前掲『小津三百三十年のあゆみ』一八・五〇頁、前掲『小津清左衛門長柱日記（二）』一二九〜一三〇頁、小西編前掲『松坂商人関係人名録』八・九・五〇・五五〜五八頁。

- (23) 前掲『松阪市史』二七二頁、前掲『小津三百三十年のあゆみ』五一〜五二頁、前掲『小津清左衛門長柱日記（二）』一三一頁、小西編前掲『松坂商人関係人名録』九頁。

- (24) 前掲『松阪市史』二七二～二七三頁、前掲『小津清左衛門長柱日記(一)』一三二～一三三頁、小西編前掲『松坂商人関係人名録』九～十一頁。
- (25) 前掲『松阪市史』二七三頁、前掲『小津清左衛門長柱日記(一)』一三二頁、小西編前掲『松坂商人関係人名録』十一～十二・三三～三三頁。
- (26) 前掲『松阪市史』二七三頁、前掲『小津三百三十年のあゆみ』二二頁、前掲『小津清左衛門長柱日記(一)』一三三頁、小西編前掲『松坂商人関係人名録』十一～十二頁。
- (27) 大喜多前掲『幕末・維新期の伊勢商人』、大喜多前掲『伊勢商人と江戸店』二〇五～二二・二一八～二二・二二七・二三六頁を参照。なお、大喜多の前者の論考を加筆修正したものが、後者に所収されている。ほかに前掲『三重県史資料編』四四二・四四七～四四八頁、前掲『松阪市史』二七四～二七五・三〇一～三〇二頁を参照。
- (28) 大喜多前掲『幕末・維新期の伊勢商人』一四四～一四五頁、大喜多前掲『伊勢商人と江戸店』二二〇～二二二頁。このほか、前掲『三重県史資料編』四四五・四四八～四四九頁、前掲『松阪市史』二七五頁、前掲『小津三百三十年のあゆみ』三二～三四頁、北島前掲『江戸商業と伊勢店』五三五～五三六頁を参照。
- (29) 前掲『三重県史資料編』四四八～四四九頁、前掲『松阪市史』三〇二頁。
- (30) 前掲『小津清左衛門長柱日記(一)』一三三・一三八～一四〇頁。現在、第九集まで刊行されており、今後の翻刻作業が期待される。
- (31) 前掲『松阪市史』二七六頁。
- (32) 末田前掲論文、七～八頁。
- (33) 沢田前掲『明治財政の基礎的研究』七二～八一頁、財団法人三井文庫編(一九八〇)『三井事業史本篇第二巻』同文庫、一八～二〇頁、岩崎宏之(一九七二)『明治維新期の東京における商人資本の動向——東京商社を中心にして——』西山松之助編『江戸町人の研究 第一巻』吉川弘文館、五五五～五五七頁。
- (34) 沢田前掲『明治財政の基礎的研究』七七～七九頁、前掲『三井事業史本篇』一九頁、宮本又次(一九七〇)『小野組の研究 第二巻——前期の資本の展開過程(下)——』大原新生社、一〇〇二頁、岩崎前掲論文、五五六頁。
- (35) 沢田前掲『明治財政の基礎的研究』七九～八一頁、前掲『三井事業史本篇』二〇頁、宮本前掲『小野組の研究』一〇〇三頁、岩崎前掲論文、五五七頁、小西編前掲『松坂商人関係人名録』一八二頁。為替方に任命されていた三井・小野・島田の三家には、別に上納金があったことは言うまでもない。前掲『三井事業史本篇』八～一九頁、宮本前掲『小野組の研究』九三五～九九六頁を参照。
- (37) 「仮題(慶応四年辰会計官御用掛り拜命ニ付書留)」(小津家文書C三二二)。なお、引用史料については原則として原文通りにしたが、適宜、読みやすい形に整えた。
- (38) 前掲『三井事業史本篇』一九～二〇頁には、三井家が三〇万両から五万両へ減額された理由が、「三井家が京都・大阪においてすでに御用金の調達に依拠していることからしても、これは調達に依拠かねるほどの額であり」と記され、また「事情は指令を受けた他の商人の場合も同様であった。三井以外でもそれぞれ減額を敷願し、結局最初に指定した八六万両のうち、調達できたのは、総額わずかに九万両にすぎなかったといわれている」と指摘されている。また、小西編前掲『松坂商人関係人名録』一八二頁には三井家と鹿嶋家のほか小津清左衛門、三谷三九郎、小野善助、村越庄左衛門、島田八郎左衛門、川村伝左衛門、青地四郎左衛門、大和屋三郎左衛門の八家に関して「減額敷願」と書かれている。したがって、本稿では小津家の事情を明らかにできたと考える。

(39) 今後は、この時期の長柱による日記の史料調査を進めたい。

(40) 前掲『三井事業史 本篇』二〇頁、財団法人三井文庫編(一九七七)『三井事業史 資料篇二』同文庫、二五三～二五四・二七三頁、宮本前掲『小野組の研究』一〇〇二～一〇〇五頁、岩崎前掲論文、五五八～五六〇頁を参照。また、前掲『松阪市史』二七六～二七七頁の「小津家文書」の「近世家史(抄) 安政二～明治七年」にも小津清左衛門が「会計官附属商法知司事」に任命された記録がみられる。ほかに前掲『小津三百三十年のあゆみ』七八～七九頁、小西編前掲『松坂商人関係人名録』一八二頁を参照。

(41) 前掲「仮題(会計官御用掛り拜命ニ付書留)」(小津家文書)

(42) 宮本又次(一九七〇)『小野組の研究 第四卷——前期的資本の興亡過程(下)——』大原新生社、四三四頁には、「三井三郎助は鹿島・竹原・田中・小津の四家とともに商法知司事となり、三野村ほか一名の手代と小野の手代行岡庄兵衛が知司事補になり、また中井・仙波なる富商にまじって三井両替店の手代永田甚七が商法判司事に任ぜられた」とある。したがって、本文の小津家の前川仁兵衛、田中家の橋本嘉兵衛についても正式に任命されていたかどうか、今後の検討が必要であろう。また、前掲『松阪市史』二七七頁に前川と橋本の記述がみられる。

(43) 筆者が「小津家文書」を調査したところ、(2)の史料に関連する正式な通知書として次の二点(小津家文書B一九六・B一九七)を確認できた。

(10)

小津清左衛門

今般申論之趣相弁御用途之内江金壹万五千兩差出候段奇特之事
二候、依之為御褒美米百五拾俵被下候事

九月印

(11)

小津清左衛門

御東幸ニ付御用途相弁候旨ヲ以此度改テ苗字帯刀申付候事

九月印

(44) 前掲『三井事業史 本篇』二二頁、岩崎前掲論文、五六一～五六二頁を参照。

(45) 岩崎前掲論文、五六三頁、小西編前掲『松坂商人関係人名録』一八二～一八三頁。なお、田中治郎左衛門家をはじめ川喜田久太夫家、長谷川次郎兵衛家の役職を調査することを今後の課題としておく。

(46) 「仮題(九月十二日 小津清左衛門 会計官附属商法知司事申付候事)」(小津家文書B二二八)、「仮題(小津清左衛門 会計官為替方御用申付につき状明治元年辰十二月 会計官)」(小津家文書B二二二)、「仮題(小津清左衛門 会計官為替方頭取並申付 巳正月 会計官)」(小津家文書B二二〇)、「仮題(明治二年巳五月 通商司為替会社御貸附方頭取並申付候事 会計官 小津清左衛門)」(小津家文書B二二三)、「仮題(六月 通商司為替会社貸附方頭取を罷免惣頭取を申付 会計官 小津清左衛門)」(小津家文書B二二四)、「仮題(七月 商社惣頭取並兼帯申付 東京府 小津清左衛門)」(小津家文書C二二六)、「仮題(小津清左衛門 東京府 商社元方出納方役申付らる 商社会館頭取之印)」(小津家文書B二〇九)、「および小西編前掲『松坂商人関係人名録』一八二～一八四頁を参照。

(47) 前掲『小津三百三十年のあゆみ』七九～八〇頁を参照。「川喜田家文書」には、「明治二巳六月 通商司為替会社規則 川喜田所持」も残されている。この通商司の設置後の為替会社に関しては岩崎前掲論文、五七八～五八七頁で分析されているが、前述の「川喜田家文書」の史料については触れられていない。表4の史料とともに、明治初期の豪商の役割を考えるうえで重要であるため今後、分析を試みたい。

(48) 田中治郎左衛門家については、前掲『三重県史 資料編』七二四

く七一八頁に「田中家日記と商法司勤役」と題された史料が紹介されている。本史料からは、本文表3の3の「商法会所取締頭取」（本史料の通り引用。以下同じ）、4の「会計官為替方御用」、5の「為替方頭取並」、7の「商法司取締頭取」、10の「商社惣頭取並」と確認できる。今後は、麗澤大学図書館所蔵の「田端屋古文書」を調査したいと考えている。

(49) 伊勢商人の消極的な姿勢に関しては、前掲『三重県史資料編』三六・七〇三頁、前掲『三重県史通史編』三六八頁を参照。

(50) 林玲子・石井寛治（一九七四）「川喜田商店」八一〜一五五頁、「長谷川商店」一五五〜一七八頁、山口和雄編著『日本産業金融史研究 織物金融篇』東京大学出版会を参照。

(51) 幕末維新期の三井家で生じていた非常に窮迫した経営状態の動向について、店制改革とその改革の位置づけから明らかにした安岡重明（一九六七）「明治初年、三井家の店制改革」宮本又次編『商品流通の史的研究』ミネルヴァ書房が参考になる。前掲『三重県史資料編』三六〜三七・七一八〜七二二頁には、重要な見解として三井家が営業組織改革を東京と大坂、松坂の御用所設立で実現していったことを指摘している。

付記

本研究は、JSPS科研費・基盤研究（C）「伊勢商人の蔵書形成に関する基礎的研究」（研究代表者・岡本聡／課題番号22K00352）の助成を受けて調査研究したものである。本稿で使用した「小津家文書」については杉山亜沙佳氏（松阪市立歴史民俗資料館学芸員）、扇野耕多氏（松阪歴史文化舎学芸員）、小西良明氏（小津史料館副館長）、「川喜田家文書」については龍泉寺由佳氏（石水博物館学芸員）、桐田貴史氏（石水博物館学芸員）に具体的かつ貴重なご教示を賜った。また、岡本聡先生（中部大学人文学部教授）に

は、本研究の開始当初より伊勢商人に関する文献・資料のご提供ならびに変手厚いご指導を賜った。記して心から感謝の意を表したい。

（二〇二三年四月二十日受理）